

坂城町移住定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町の人口減少の抑制及び定住人口の増加を図るため、町に移住又は定住する者が新築住宅を取得する際に要する経費に対し、予算の範囲内で坂城町移住定住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として独立した基礎を有する家屋をいう。
- (2) 新築住宅 新たに自己が居住する目的で建築又は購入する町内に存する住宅で、完成の日（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する建築確認検査済証の発行年月日をいう。）又は登記された日から1年以内でかつ居住されたことがないものをいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は第9の実績報告までに転入した者
- (2) 取得した新築住宅の名義人となっている者
- (3) 町税又は前住所地の市町村民税（特別区民税を含む。）に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの補助金の交付を受けている者に対しては、補助金は交付しない。

(補助事業及び対象経費)

第4 補助金の対象となる新築住宅の取得（以下「補助事業」という。）に係る経費は、新築住宅の建築費又は購入費（土地代金を除く。）とする。

(補助金の額)

第5 補助金の交付額は、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂城町移住定住促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 申請者の納税証明書（町の公簿等で確認することに同意した者を除く。）

(2) 補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書等の住宅の取得費用が分かる書類の写し

(3) 補助対象住宅の位置図及び平面図

(4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、補助事業着手前までにするものとする。

(補助金の交付決定及び決定の通知)

第7 前第6に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付するものと決定した申請者（以下「補助決定者」という。）に対しては、坂城町移住定住促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定した申請者に対しては、坂城町移住定住促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

(変更申請及び変更承認)

第8 補助決定者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、坂城町移住定住促進補助事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）により申請するものとする。

2 前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査し、適当と認めるときは、坂城町移住定住促進補助事業変更（中止）承認通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9 補助決定者は、補助事業完了後1箇月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、坂城町移住定住促進補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 住宅の新築又は購入に係る領収書の写し

(2) 建築確認検査済証又は登記事項証明書の写し

(3) 新築又は購入した住宅の全景が分かる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10 前第9の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、坂城町移住定住促進補助金確定通知書（様式第7号）により

補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11 補助決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、坂城町移住定住促進補助金交付請求書(様式第8号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12 規則第15条第1項各号に該当する場合のほか、この要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付した場合にあっては、その返還をさせることができる。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。